

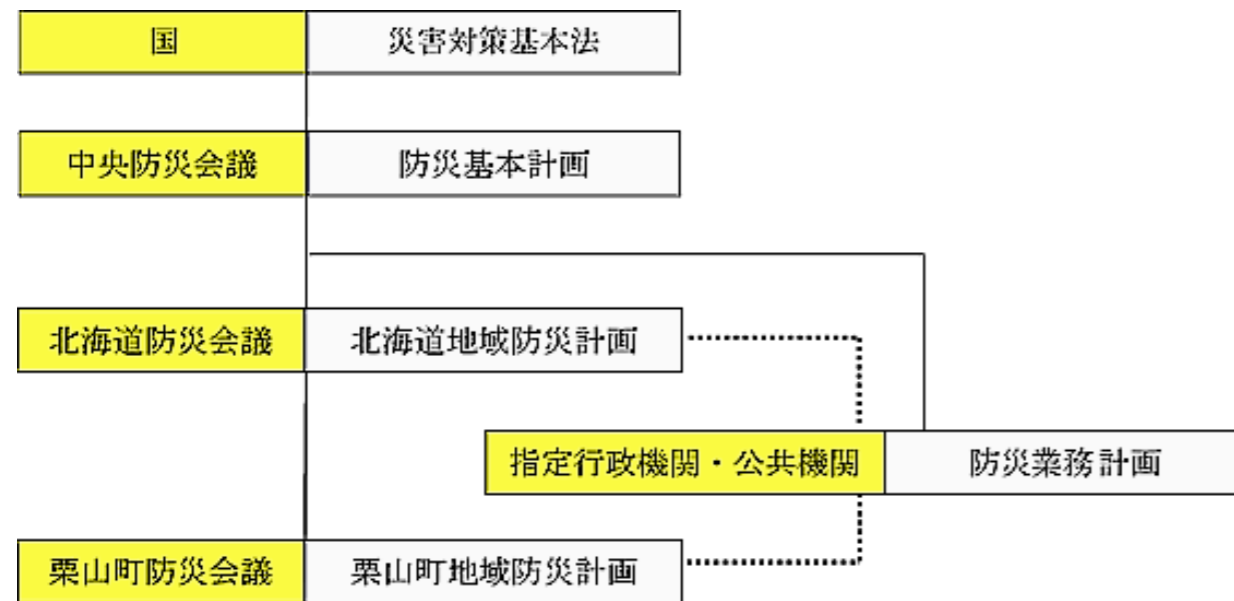
栗山町地域防災計画 概要版

第1章 総則

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、市町村が地域の実情に即して作成する計画であり、栗山町地域防災計画(以下「本計画」という。)では、災害予防、災害応急対策および災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関が本町における防災の万全を期すことを目的に、住民の生命、財産などを災害から保護するための事項を定めています。

なお、本計画は随時検討を加え、必要があると認めるときは修正を行います。

【防災計画の関連性】



■計画の推進

本計画では、「減災」の考え方を基本に、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えるとともに、指定地方行政機関・自衛隊・北海道・警察機関・町・指定公共機関・指定地方機関・公共の団体および防災上重要な施設の管理者に係る事務・業務を定めています。

また、町民の安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業所等が自ら取り組む「自助」、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、町民および事業所の基本的責務についても定めています。

○町民の基本的責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立った備えや防災活動への協力などに努める

○事業所の基本的責務

事業者は、日常的に災害発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、防災関係機関等が行う防災対策に協力する

第2章 栗山町の概況

本計画においては、昭和7年9月に発生した風雨災害からの被害状況等を記載しています。

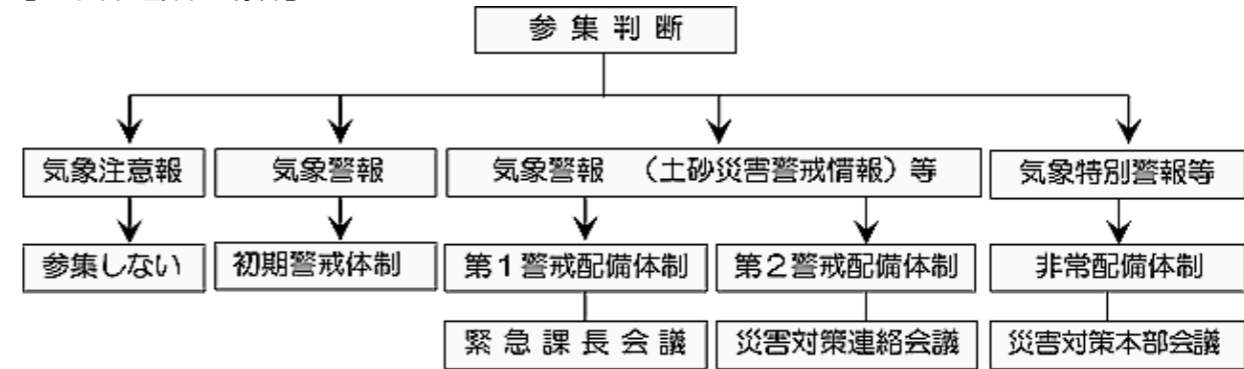
第3章 防災組織

防災に関する組織およびその運営、災害に関する情報および気象予報並びに情報等の伝達等に関する事項を定めています。

■町の災害対策組織および職員配備体制

災害の予防、応急対策および復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、緊急課長会議・災害対策連絡会議・災害対策本部の内容や設置基準、町職員の配備計画、配備基準等、配備体制、非常参集、勤務時間外・休日等の連絡体制、町長の職務代理を定めています。

【風水害・雪害の場合】



【地震の場合】



第4章 予防計画

災害発生または拡大の未然防止のため、関係機関による防災対策の検討等を通じた、平時からの災害時の対応や、関係を持続的なものにするための訓練・研修等、円滑な災害応急対策および災害復旧に資する物資供給等の事業者との協定締結などの協力体制の構築などについて定めています。

■水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、または被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、水防法に基づき作成した「栗山町水防計画」に定めています。

■物資の調達・確保および防災資機材等の整備計画

災害時において町民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、および災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための、防災資機材等の整備などに関する事項を定めています。本町においては、災害時における応急活動を円滑に行うため、平時より災害時に備え食料・生活必需品等の確保を目的に、備蓄体制の整備を図るため「栗山町災害時備蓄計画」を策定しています。

■要配慮者対策計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保に関する計画を定めています。本町では、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、年2回、名簿および登録台帳の追加・更新等を行っています。また、指定避難所内の一般避難スペースでの生活が困難と判断した場合の避難場所を確保するため、4カ所の高齢者・障害者施設と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。

第5章 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎ、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画を定めています。

【避難勧告・指示等の基準】

種別	発令基準	※取るべき行動 (栗山町防災ガイドブックより抜粋)
避難準備・ 高齢者等 避難開始	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3 災害の状況から、要配慮者、特に避難行動要支援者について事前に避難させておく必要があると認められるとき。	お年寄りなど避難に時間のかかる方は避難をはじめましょう。 その他の人は避難の準備を整えたとともに気象情報等に注意を払い、必要に応じて自発的に避難を開始しましょう。
避難勧告	1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。	指定避難所などへ速やかに避難しましょう。 指定避難所などへの避難がかえって危険だと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、その時に居る建物内の安全な部屋等へ移動しましょう。
避難指示 (緊急)	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。	極めて危険な状況となっています。未だ避難していない人は緊急に指定避難所などへ避難しましょう。 指定避難所などへの避難がかえって危険だと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、その時に居る建物内の安全な部屋等へ移動しましょう。

【指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所】

No.	避難所名	No.	避難場所名	No.	避難場所名
1	カルチャープラザ	1	栗山公園	17	オオムラサキ館
2	スポーツセンター	2	栗山小学校グラウンド	18	総合福祉センター
3	栗山小学校	3	栗夢広場	19	栗山高等学校
4	児童センター	4	運動公園	20	中里団地集会所
5	オオムラサキ館	5	栗山高等学校グラウンド	21	ふじ団地集会所
6	総合福祉センター	6	ふじスポーツ広場	22	栗山中学校
7	栗山高等学校	7	栗山中学校グラウンド	23	北海道介護福祉学校
8	中里団地集会所	8	総合グラウンド	24	角田小学校
9	ふじ団地集会所	9	角田小学校グラウンド	25	農村環境改善センター
10	栗山中学校	10	継立小学校グラウンド	26	南部公民館
11	北海道介護福祉学校	11	日出消防団消防庁舎向広場	27	継立小学校
12	角田小学校	12	円山地域文化センター広場	28	円山地域文化センター
13	農村環境改善センター	13	カルチャープラザ	No.	福祉避難所名
14	南部公民館	14	スポーツセンター	1	ガーデンハウスくりやま
15	継立小学校	15	栗山小学校	2	くりのさと
16	円山地域文化センター	16	児童センター	3	泉徳苑
				4	ハローENJOY

第6章 地震災害対策計画

栗山町地域防災計画の別冊である「地震防災計画編」により、地震災害の防災対策に関する計画を定めています。

■業務継続計画の策定

町および事業者が、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画(BCP)の策定に努めることを定めており、本町においては、役場周辺で震度6強の地震が発生したことを想定した業務継続計画を策定しています。

第7章 事故災害対策計画

「道路災害」「危険物等災害」「大規模な火事災害」「林野火災」の大規模な事故による被害(事故災害)について、防災対策の一層の充実強化を図る、予防および応急対策を定めています。

第8章 災害復旧計画

被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案した、計画的な災害復旧や災害に伴い生じた廃棄物の適切かつ速やかな廃棄物処理、被災者等の生活再建に向けた、住まいの確保や生活資金の援助等のきめ細かな支援について定めています。

第9章 防災訓練計画

防災に関する知識および技能の向上と、町民に対する防災知識の普及および啓発を図ることを目的とした、防災訓練について定めています。

【訓練の種類】

訓練名	内容
水防訓練	消防機関の動員、水防工法、水防資材および機材の輸送等、町水防計画に掲げる訓練
消防訓練	消防機関の出動、避難、立ち退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、通信の統制・広報・情報連絡等の訓練
避難訓練	水防訓練または消防訓練とあわせて避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食等を折り込んだ訓練
災害通信連絡訓練	気象警報の伝達、災害発生状況報告、被害報告等の伝達訓練 地震情報の伝達並びに災害情報の収集および報告の訓練
非常参集訓練	本部各班員および消防機関の参集訓練(勤務時間外に災害が発生した場合において、災害に対処するために必要な人員を早期に参集し、防災活動体制を確立するための訓練など)
防災総合訓練	防災関係機関と町民等が連携を図り、総合的な訓練(地震動警報、地震情報の伝達、災害救助、避難活動など大規模地震等を想定した総合訓練など)
防災図上訓練	各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施

第10章 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進計画

防災関係職員および町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進について定めています。